

鳥取県高病原性鳥インフルエンザ対策 庁内連絡会議

日時：令和8年10月7日（水）

午前10時30分～

場所：第3応接室（鳥取県庁舎3階）

出席：知事、

鳥インフルエンザ対策チーム

（副知事、農林水産部、生活環境部）

危機管理部※、鳥取大学 山口教授※、

総合事務所等※、家畜保健衛生所※（※はリモート参加）

〔配信〕市町村、県警、自衛隊

1

会議内容

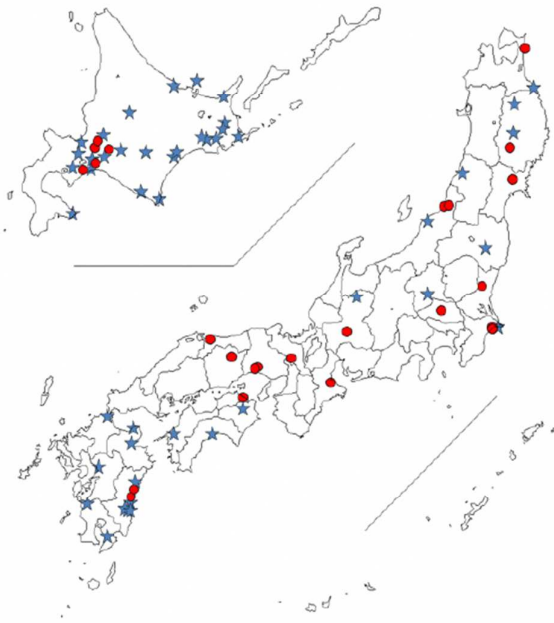
- 1 2025／26シーズンの国内における発生状況
- 2 今シーズンの対策ポイント～山口教授からのご助言
- 3 鳥取県の対応（家きん）
- 4 県内の渡り鳥の状況と野鳥サーベイランスの基本方針
- 5 鳥取県の対応（愛玩鳥）
- 6 県民の皆様へ情報提供

2025／26シーズンの国内における発生状況

- ・地域に偏りなく発生が見られ、16道府県24事例発生し、約576万羽が殺処分の対象となった
- ・家さんの発生は10月から翌年4月まで続き、長期間の発生となった

25/26シーズンの発生状況

● 家さん
★ 野鳥・環境試料



過去シーズンとの比較

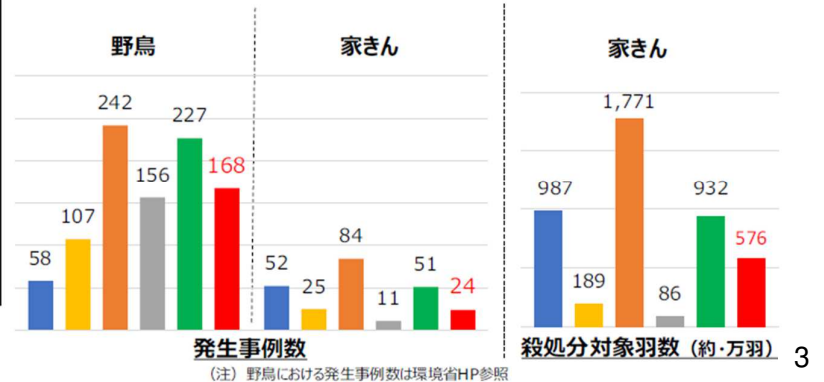
(1) 初発、最終確認日

シーズン	20/21	21/22	22/23	23/24	24/25	25/26
野鳥	初発 10月24日	11月 8日	9月25日	10月 4日	9月30日	10月15日
	最終確認 3月 3日	5月14日	4月20日	4月30日	6月17日	5月22日※
家さん	初発 11月 5日	11月10日	10月28日	11月25日	10月17日	10月22日
	最終確認 3月13日	5月14日	4月 7日	4月29日	2月 1日	4月22日※

※6月30日時点
(注) 野鳥の日付は回収日

(2) 発生事例数(野鳥、家さん)、殺処分対象羽数

■ : 20/21 ■ : 21/22 ■ : 22/23 ■ : 23/24 ■ : 24/25 ■ : 25/26シーズン



農林水産省会議資料

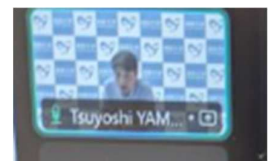
今シーズンの対策ポイント～山口教授からのご助言

鳥取大学山口教授から養鶏業者へ今シーズンの対策のポイントについて助言

※8月20日に養鶏業者向けの鳥インフルエンザ発生予防対策研修会を初開催
(72農場Web参加)

1 発生予防(農場にウイルスを持ち込まない)

- ①飼養衛生管理基準の遵守。日常の消毒、健康観察は重要。
- ②野生動物対策(鶏舎内侵入防止対策)、留鳥のカラスについても地域で対策
- ③野生動物を誘引する死亡家さんや廃棄卵の適正な処理、場内の不要物の撤去
- ④発生歴のある農場や地域は高リスクを前提に細部まで注意



2 防疫対応力向上(早期封じ込めによるまん延防止)

- ⑤早期発見、早期通報の徹底
- ⑥近隣で野鳥等の発生がなくても、全国どこでも発生の可能性がある意識



鳥取県の対応(家きん)

1 発生予防(農場にウイルスを持ち込まない)

※山口教授のご助言を受けて対策しました

※青字は実施済。黒字は継続実施中

取組	必要な対応	具体的な実施内容
①飼養衛生管理基準の遵守	重点項目の確認 (毎月の自己点検) 日常の消毒、健康観察	家保による点検・指導(全78農場) (立入者の手指の消毒、専用衣服・靴の使用、車両消毒、侵入防止ネットの点検、ねずみや害虫の駆除)
	迅速な発生情報提供	渡り鳥飛来情報、国内外の発生情報を農場等へ周知(9/18)
②野生動物対策	農場内の侵入防止対策	家保による侵入防止ネット・網、壁の穴、バーコンベア・除糞ベルト等の隙間等の補修の指導・助言
	地域で取組むカラス対策	【新】全畜産農場、市町村へのチラシ配布による啓発(8/21) 留鳥にも注意し、死亡野鳥等があれば通報
③野生動物誘引防止	農場周辺の野鳥飛来防止	市町村を通じてため池管理者に水抜き等の協力依頼(9/15) 【新】農場内・周囲の樹木の伐採指導(21農場)
	農場内への誘引防止	こぼれエサ・死体・卵等の適正処理、不要物の撤去の指導
④既発農場の再発防止	現地確認・指導	【新】鳥取大学山口教授・家保による指導(6/23) ⇒野生動物侵入可能な鶏舎の隙間を指摘、糞などの痕跡による侵入経路の推測
研修	農場飼養管理者への研修	【新】県域の養鶏業者向けの衛生管理等の研修会開催(8/20)

5

鳥取県の対応(家きん)

農場内・周囲の野鳥飛来防止の例

伐採前



伐採後



農場内の侵入防止の例

鶏舎の破損した部分の網を補修



6

鳥取県の対応(家きん)

2 防疫対応力向上(早期封じ込めによるまん延防止)

※青字は実施済。黒字は継続実施中

取組	対応	具体的な実施内容
⑤異状鶏の早期発見・早期通報	農場への周知徹底	研修会、対面指導により鶏の健康観察と異状鶏発生時の家保への早期通報の徹底 農場毎に家保への通報ルールと緊急連絡先の掲示指導
⑥県の防疫体制強化 	【新】県域での演習による組織対応力向上	本庁担当課、各事務所、家保等参加による図上演習(9/18)
	各地区での対応力向上	各地区での防疫演習4回(9/10、9/18、9/29、10/7)
	専門職員の知識・対応力向上	家畜防疫員、事務所等職員を対象に家畜防疫リーダー研修(9/7)
	【新】協定締結による防疫体制の強化	(株)阪急交通社等と防疫業務に係る協定締結予定 協定締結状況: R7年16社⇒R8年17社へ

7

県内の渡り鳥の状況と野鳥サーベイランスの基本方針

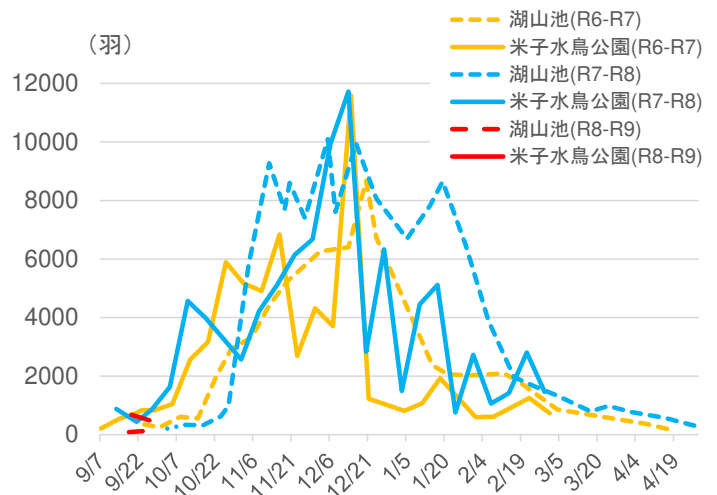
＜県内の渡り鳥の飛来状況＞

＜参考：飛来状況＞

- ・ 9/18に日光地区において渡り鳥の飛来を確認(近年と同様の状況)
- ・ 9/30米子水鳥公園で初雁(ガン類の初飛来)を確認(過去5番目に早い記録、近年は早期飛来傾向)
- ・ 県内各所の飛来地でカモ類が増加中

＜飛来状況(9月下旬調査)＞

米子水鳥公園	490羽
湖山池	122羽



＜野鳥サーベイランスの基本方針＞

実施する条件	サーベイランス内容	地点数
野鳥監視ステージ1 (近隣国での感染確認時等)	野鳥監視	最大 35地点
	糞便・水検査	3か所
野鳥監視ステージ2 (国内での感染確認時)	野鳥監視	最大 35地点 ※近隣で発生した場合は最大70地点に拡大
	糞便・水検査	3か所 ※近隣で発生した場合は最大6か所に拡大
野鳥監視ステージ3 (県内での感染確認時)	野鳥監視	最大 70地点＋重点区域
	糞便・水検査	最大 6か所＋重点区域

8

(1) 野鳥監視

ステージに応じた監視を実施

- ・ 県内各所の飛来地(湖山池、日光地区、東郷池、米子水鳥公園等)で、カモ類を中心とした飛来鳥類の種類・個体数を確認。カラスや哺乳類についても注視。(水抜き状況に応じて農場近くのため池にも対応)
⇒感染が疑われる個体(哺乳類を含む)については検査。
- ・ 飛来開始や飛来数の急増時など飛来状況が変化するタイミングで養鶏農場等へ注意喚起
- ・ 死亡野鳥等の通報に迅速に対応するため、インターネットを活用
傷病鳥獣・不法投棄通報ネット「とりパト」<https://sks.pref.tottori.lg.jp:5100/>

(2) 糞便・環境水調査

- 基本を3か所(日光地区、東郷池、米子水鳥公園)とし、ステージに応じて調査地点を追加。(月1回実施)
- ・ 鳥取大学共同獣医学科山口教授の協力を得て、糞便・環境水を調査。
調査地選定についても助言をいただいている。

鳥取県の対応(愛玩鳥等)

飼育者への注意喚起を実施

1 公園・動物取扱業者(販売・ふれあい施設など)・学校

- ・ 鳥取市保健所とも連携し、県内保健所や関係部局を通じての注意喚起を実施(9月17日に通知済)
(健康異常の早期発見、屋内での飼育、防鳥ネット等の点検など)
- ・ 野鳥と触れる可能性があり感染リスクの高い公園等には、今後、発生状況の段階に応じて、注意喚起を強化

2 愛玩鳥を飼育されている個人

- ・ 県ホームページに飼育上の注意事項を掲載
(エサ箱や水飲み場に野鳥を近づけない、野生動物との接触を避けるなど)
- ・ 市町村を通じて注意喚起を実施(9月17日に依頼済)
(市町村のホームページ上に、県ホームページリンクの掲載を依頼)

県民への情報提供

○関係機関等と連携を図り、正確な情報提供を実施

○ホームページ等でも野鳥等との接し方や異常な野鳥等の発見時の対応、愛玩鳥の飼育方法、食の安全についての相談窓口を周知し、県民からの相談に対応

○県ホームページ「とりネット」の鳥インフルエンザの特設サイトにより、家きん、野鳥、愛玩鳥について総合的に情報提供

高病原性鳥インフルエンザへの対応

現在の位置：ホーム→県の組織と仕事→農林水産部→とっりの畜産課→家畜防疫課→動物衛生・薬事・飼料→鳥インフルエンザに関する情報（家きん）→高病原性鳥インフルエンザへの対応

家畜防疫課

もどる

高病原性鳥インフルエンザに関する野鳥監視調査

高病原性鳥インフルエンザへの対応

県民の皆様へのメッセージ

家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。

鳥インフルエンザウイルスは感染した鶏との濃厚な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。

- 野鳥を素手で触らないでください。
- 野鳥や鳥の排せつ物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排せつ物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
- 異常な野鳥や死亡または衰弱した野鳥を見つけたときは、自然共生課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。

※異常な野鳥：首を傾けてふらついていたり、首をのけぞらせて立っていらなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥

隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥や野生鳥獣と接触させないようにし、鳥の排せつ物に触れた後には手洗いやうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。

11

鳥インフルエンザ相談窓口(24時間対応)

■野鳥、愛玩鳥に関する相談窓口

自然共生課	0857-26-7979	(夜間休日 0857-26-7111)
鳥取市保健所生活安全課(愛玩鳥)	0857-30-8551	(夜間休日 0857-22-8111)
中部総合事務所環境建築局(野鳥)	0858-23-3276	(夜間休日 0858-22-8141)
中部総合事務所倉吉保健所(愛玩鳥)	0858-23-3149	(//)
西部総合事務所環境建築局(野鳥)	0859-31-9628	(夜間休日 0859-34-6211)
西部総合事務所米子保健所(愛玩鳥)	0859-31-9320	(//)

※死亡野鳥等の通報は、「とりパト」(<https://sks.pref.tottori.lg.jp:5100/>)を活用いただくと正確な位置情報や写真の共有が可能です。

■生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240	(夜間休日は転送、もしくは防災当直)
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341	(//)
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140	(//)
※防災当直	0857-26-8100	

■食の安全に関する相談窓口

鳥取市保健所 生活安全課	0857-30-8552	(夜間休日 0857-22-8111)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3117	(夜間休日は転送)
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9321	(夜間休日 0859-34-6211)

■人の健康に関する相談窓口

感染症対策センター	0857-26-7153	(夜間休日 0857-26-7111)
鳥取市保健所 保健医療課	0857-30-8532	
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3145	(夜間休日 0858-23-3145)
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9317	(夜間休日 0859-34-6211)

12

県民の皆様へのメッセージ

- 家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。根拠のない噂などに惑わされないよう御協力をお願いします。
- 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。
 - ・野鳥を素手で触らないでください。
 - ・野鳥や野鳥の排せつ物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排せつ物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
 - ・死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、自然共生課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。
- 隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥と接触させないようにし、鳥の排せつ物に触れた後には手洗いやうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。